○奈良県警察職員の服務の宣誓に関する訓令（平成２年６月20日本部訓令第12号）

（目的）

第１条　この訓令は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年３月奈良県条例第５号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、奈良県警察職員（警視正以上の階級にある地方警務官たる警察官を除く。以下同じ。）の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（宣誓書の提出）

第２条　新たに奈良県警察職員となった者は、条例の定めるところにより、任命権者又は任命権者の定める上級職員（以下「任命権者等」という。）の面前で、別記様式による宣誓書に署名押印し、任命権者等に提出するものとする。

２　前項の任命権者等に、事故その他特別の事情があるときは、その者の指定した者に提出することができる。

（宣誓書の保管）

第３条　前条の規定により、宣誓書を受領した者は、直ちに警務部警務課長に送付するものとする。

２　警務部警務課長は、宣誓書の送付を受けたときは、これを保管するものとする。

附　則

この訓令は、平成２年７月１日から施行する。

別記様式

宣　　誓　　書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中立に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

年　　月　　日

氏　　名　㊞